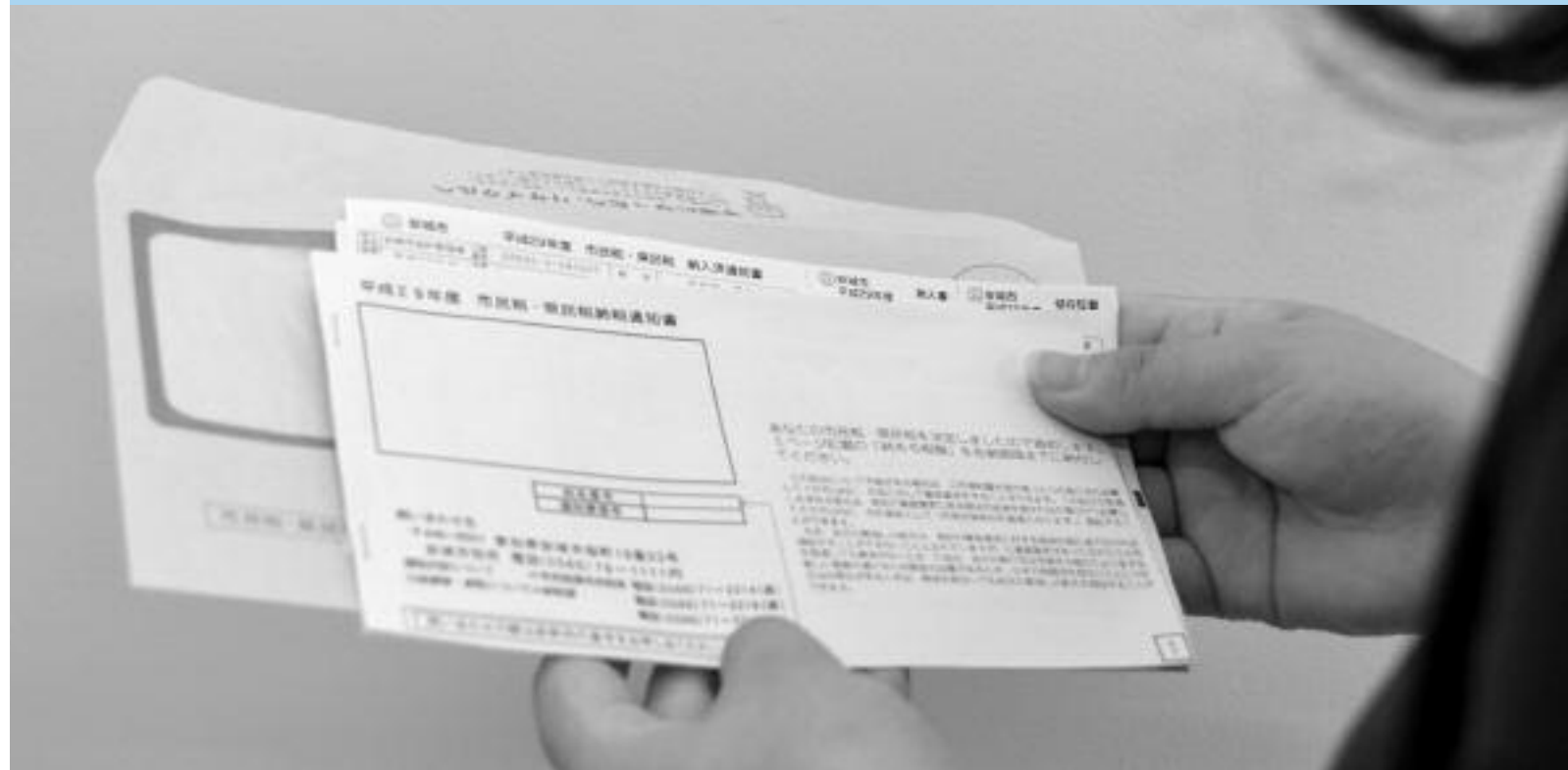




市民税・県民税のお知らせ

市民税・県民税の課税対象者には、6月中旬以降に納税通知書を送付します

◎市民税・県民税を納める人

今年度の市民税・県民税は、本年1月1日現在、市内に住んでおり、前年中に一定の所得がある人に課税されます。

■税額

●所得割 所得に応じて課税されます

●均等割 一定の所得がある人に一律に課税されます

●市民税 ↓ 3500円
●県民税 ↓ 2000円

■納付方法

次の3つの方法があります。

●普通徴収 各納期限(左表)までに、口座振替・金融機関等で直接納付又はクレジットカードによる納付

●給与からの特別徴収 6月から来年5月までの給与から引き落として、給与支払者が納付

納期限一覧	
第1期	6月30日(金)
第2期	8月31日(木)
第3期	10月31日(火)
第4期	来年1月31日(木)

●公的年金からの特別徴収

本年4月1日現在、65歳以上の年金受給者は、公的年金所得に係る市民税・県民税を公的年金から引き落とし、年金支払者が納付

◎市民税・県民税が課税されない人

課税されない人には納税通知書を送付しません。

■所得割・均等割ともに課税されない人

●本年1月1日現在、次のいずれかに該当する人。
●生活保護法の規定による生活扶助を受けている
●障害者、未成年者、寡婦(夫)で、前年の合計所得金額が125万円以下

■均等割が課税されない人

●次のいずれかに該当する人。
●扶養親族がいない ↓ 前年の合計所得金額が32万円以下
●扶養親族がいる ↓ 前年の合計所得金額が32万円 × (1 + 扶養親族数) + 18万9000円以下

■所得割が課税されない人

●次のいずれかに該当する人。
●扶養親族がいない ↓ 前年の総所得金額等が35万円以下

●扶養親族がいる ↓ 前年の総所得金額等が35万円 × (1 + 扶養親族数) + 32万円以下

◎市民税・県民税の減額又は免除

次の①～⑤に該当する人は、市民税・県民税が減額又は免除される場合があります。

①生活保護減免 本年1月2日以降に生活保護法の規定による保護を受けた

②死亡減免 本年1月2日以後に亡くなり、前年中の合計所得金額が50万円以下

※本年1月2日以後に死亡した場合、遺族に納税通知書を送付します。

③勤労学生減免 本年1月1日現在、勤労学生であり、前年中の合計所得金額が65万円以下で、そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下

④所得減少減免 単身世帯又は扶養親族がいて、前年中の合計所得金額が50万円以下であり、病氣・会社都合による退職等で、本年中の合計所得金額が前年中の半分以上になると見込まれる

⑤災害減免 火災等、災害により被害を受けた

■減額又は免除の対象となる税額

①②③ ↓ 申請日以後に納期が到来する市民税・県民税額の全額

④ ↓ 申請日以後に納期が到来する市民税・県民税額の半額

⑤ ↓ 被害の状況に応じて定める額

■必要添付書類

① ↓ 本年1月2日以後に転出した場合は、生活保護を受給していることを証明する書類

② ↓ 不要

③ ↓ 在学を証明する書類(学生証、卒業証書等)

④ ↓ 所得減少の理由を証明する書類(離職票、雇用保険受給資格者証等)及び本年の所得内訳がわかる書類(給与明細等)

⑤ ↓ 災の程度を証明する書類等

■申請方法

各申請期限までの(月) (金) 午前8時30分～午後5時15分(年末年始、例を除く)に、申請書と必要添付書類を持って市民税課へ。

※申請期限 ↓ ①～④ ↓ 各納期限(右ページ表参照) ⑤ ↓ 災害の日から30日以内。

※申請書は同課・市HPで配布。

問 ▼ 市民税課
(☎ 71) 2214

Q 今年3月に退職し、現在の収入は年金のみです。給与分の所得が減ったのに市民税・県民税額が前年と変わっていないのはなぜですか？

A 市民税・県民税は前年(1月～12月)の所得に対して課税されます。本年中の所得が前年中より減少した場合、翌年度の税額が、今年度より減少することが見込まれます。

Q 「収入」と「所得」は、何が違うのですか？

A 「収入」から一定の経費相当分を差し引いたものが「所得」になります。

Q 収入は公的年金ですが、納税通知書の所得等内訳欄の「雑所得」に金額が記載されていました。なぜですか？

A 公的年金の収入金額を「所得」に計算したものを「雑所得」といいます。

Q 夫の扶養家族になっていますが、なぜ納税通知書が届くのですか？

A 所得38万円(給与収入103万円)までは税金上の扶養に入ることができますが、所得32万円(給与収入97万円)を超えると課税されます。



よくある質問にお答えします！

不明な点は、気軽に市民税課へ問い合わせてください